

各務原市PTA連合会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、各務原市PTA連合会（以下「市P連」という。）と称し、事務局を各務原市教育委員会青少年教育課に置く。

(構成)

第2条 この会は、小学校及び中学校のPTA（以下「単位PTA」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 この会は、単位PTAの発展を促し、児童・生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 単位PTAの活動を進展させる活動
- (2) 各務原市教育委員会、市校長会及び教頭会等と連携して、社会教育活動の推進と教育に関する調査研究
- (3) PTA活動の質的向上に資する市P連定期大会及び研究大会の開催
- (4) PTA活動の規範となる顕著な功績をあげた団体及び個人の表彰
- (5) その他、この会の目的を達成するための必要な活動

第2章 役員

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名まで置ける。
1名は市P連副会長、1名は委嘱副会長（県P評議員）、2名は校長会代表とする。
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 専門委員長 3名
- (6) 会計監査 2名（前年度の会計と書記を充てる。）
- (7) 顧問 若干名 歴代市P連会長及び会長が必要と認めた市P連関係者を充てることができる。
- (8) 大会実行委員長 1名 必要に応じ、大会実行委員長を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 役員は、代議員会において選任する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 市P専任副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。また、会の議事進行を司る。
県P委嘱副会長を置いたときは県Pの（郡市）評議員として、県との連携・情報提供に努める。
校長代表の副会長は会への助言を行う。

- (3) 書記は、この会の会務を司る。
- (4) 会計は、この会の会計を司る。
- (5) 専門委員長は専門委員会を総括し、その活動の推進にあたる。
- (6) 会計監査は、会計を監査し、代議員会に報告する。(前年度の書記・会計が務める)
- (7) 顧問を置いたときは、会長の諮問に応じる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。但し、補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議及び大会

(会議)

第9条 この会の会議は、代議員会、執行部会及び専門委員会とする。会長は必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

(会議の構成)

第10条 前条の会議は次の構成で運営する。

- (1) 代議員会は、この会の最高議決機関であり、役員、単位PTA会長（以下「代議員」という。）及び教頭会代表をもって構成する。
 - ②代議員会は、構成員の3分の2以上（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。
 - ③代議員会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- (2) 執行部会は、会長、副会長（校長会代表副会長を含む）、書記、会計、専門委員長で構成する。
- (3) 専門委員会は、各単位PTAの当該委員会の代表で構成する。
- (4) 専門委員長は、専門委員会において選任する。
- (5) 特別委員会は、課題に基づいて会長が委嘱する委員で構成する。

(定期大会)

第11条 この会の定期大会は、代議員会の決定事項を報告する。

- 2 定期大会は毎年1回これを開く。但し、必要があるときは、臨時に開くことができる。
- 3 定期大会は、次のことを行う。

- (1) 活動の目標及び重点の報告
- (2) 前年度の事業並びに決算報告
- (3) 本年度の事業計画並びに予算報告
- (4) 役員報告
- (5) 表彰
- (6) その他

(研究大会)

第12条 この会の研究大会は、PTA活動のあり方の研究を行う。

- 2 研究大会は毎年1回これを開く。
- 3 研究大会は、次のことを行う。
 - (1) 単位PTAの実践発表
 - (2) 活動の交流とPTA活動のあり方の研究
 - (3) その他

第4章 会計

(会計)

第13条 この会の経費は、各単位PTAの負担会費その他をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第5章 補則及び規約改正

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、代議員会の議決を経て、会長が別に定める。

(規約改正)

第15条 この会の規約の改正は、代議員会構成員総数の4分の3以上（委任状を含む）の出席を得た代議員会において、過半数の承認を要する。

2 規約改正の提案について、予めその内容を代議員会構成員に通告しておかなくてはならない。

附則

この規定は、昭和60年	昭和63年	平成8年
平成10年	平成11年	平成12年
平成17年	平成19年	平成21年
平成29年	4月1日から施行する。	
平成30年	4月1日から施行する。	
平成31年	4月1日から施行する。	
令和2年	4月1日から施行する。	
令和6年	4月1日から施行する。	

【29年 4月 1日の改正点】

5条（5）委員長も執行部役員とする。

2 会長選出内規とローテーション表の作成

6条（5）10条（1）（3）②専門委員長の位置づけと任命方法

【30年 4月 1日の改正点】

5条（2）（7）県評議員選出関係 顧問関係（大会実行委員長位置づけ）

7条（2）役員の職務一部変更 県P委嘱副会長を置いた時の職務

【31年 4月 1日の改正点】

5条 役員の選出

6条 （8）大会実行委員長関係

【令和2年 4月 1日の改正点】

5条 役員 （7）顧問 小中校長会長を省き、会長が必要と認めた市P連関係者 とする

【令和6年 4月 1日の改正点】

5条 役員 （5）専門委員長 4名を3名とする

市P連規約第4条の（4）、第14条により、以下の規定、細則、内規を定める。

（1）各務原市PTA連合会表彰規定 選考委員会細則

（2）各務原市PTA連合会弔意規定

（3）各務原市PTA連合会事業活動基金規定

（4）各務原市PTA連合会会長、執行部役員の選出内規

市P連規約第5条の(1)～(6)、第14条により、以下の内規を定める。

各務原市PTA連合会会長、執行部役員を選出内規

1. 市P連会長に選出される方の条件<次の(1), (2)の条件を満たす者>
 - (1) 市P連会長を務める年度(該当年度)に各務原市内の小中学校に児童生徒が在籍している。
 - (2) 該当年度の前年度(該当前年度)までに各務原市内の単位PTA会長(市P連の代議員)を歴任している。

2. 該当年度における市P連会長の役職(単P・県Pとのかかわり)
 - ・単位PTA役員の内職との兼務は認めない。但し、「顧問・監査」等は認める。
 - ・市P連会長は県P評議員を兼ねることができる。
但し、必要に応じて、県P評議員を市P連会長とは別に、単位PTA会長経験者から選出することができるものとする。その場合は副会長を1名増やし、委嘱副会長(県P評議員)とする。

3. 市P連会長(及び県P評議員)選出の手順

該当前年度の市P連執行部会において、市P連会長(及び県P評議員)候補者を選出(本人の同意も取り付ける)し、代議員会での承認を得ることで選出する。

候補者選出の段階を次のようにする。

 - (1) 該当前年度の執行部の中の会長、副会長、書記、会計から候補者を選出する。
 - (2) (1)の範囲内で立候補者がいない場合……(1)以外の単P会長(該当前年度の)から候補者を選出する。
 - (3) (2)の範囲内でも立候補者がいない場合…該当前年度以前の単P会長経験者から候補者を選出する。

4. 市P連には会長の求めにより、「顧問」を置くことができる。

「顧問」を置く場合は、市P連会長経験者及び会長が必要と認めた市P連関係者を充てることができる。

5. 市P連会長以外の役員及び研究大会発表校の選出のためのローテーション表の扱い
 - ・市P連会長以外の役員は、市P連会長選出の手順に準ずる。
 - ・研究大会の発表校については、これまで通り別添のローテーション表に沿って選出する。

附則

この内規は、令和2年 4月 1日より施行する。

各務原市PTA連合会表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は、PTA活動の規範となる功績に対して表彰を行うために定める。

(表彰の事由等)

第2条 表彰は、会長が次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) PTA会員でPTA活動に功績顕著なもの。
- (2) PTA活動の推進に顕著な功績を残したもの。
- (3) 会長が特に必要と認めたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、市P連定期大会又は研究大会において行う。

(選考委員会)

第5条 表彰の選考等を公正、かつ、適切に行うため、各務原市PTA連合会特別委員会（表彰選考委員会）を置く。（以下「選考委員会」という。）

(表彰の手続き)

第6条 表彰の手続きは、単位PTAより市P連に提出された表彰内申書に基づき、選考委員会において選考する。

2 内申事項は、次の通りとする。

(1) 個人表彰

PTA経歴と賞罰の有無、功労及び篤行顕著と認める事項

(2) 団体表彰

功績顕著と認める事項

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、選考委員会の議決を経て、会長が別に定める。

付則

この規定は、昭和55年 4月 1日より施行する。

平成 4年 4月 1日より施行する。

平成16年 4月 1日より施行する。

平成21年 4月 1日より施行する。

平成28年 4月 1日より施行する。

【平成28年4月1日の改正点】 多年市内で勤務し退職した教員への表彰を廃止

各務原市PTA連合会事業活動基金規定

(名称)

第1条 各務原市PTA連合会事業活動基金（以下、「基金」という。）と称する。

(目的)

第2条 この基金は次のことを目的とする。

- (1) 各務原市PTA連合会の運営の補助
- (2) 周年事業への助成
- (3) 子どもたちの為になる運用

(運用)

第3条 この基金の運用は、代議員会の議決による。

(会計)

第4条 この基金は、わが子の歩み還付金等を原資とする。

2. この基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

平成21年4月1日から施行する。

【平成21年4月1日の改正点】

改正 2条(2)周年事業の運営を助成する会計予算も担うことした。

各務原市PTA連合会弔慰規定

(目的)

第1条 相互扶助の精神に則り会員の親睦を図るため、会員の弔慰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 弔慰金の贈呈
- (2) 病気等見舞金の贈呈

(対象者)

第3条 執行部及び代議員とする。

(贈呈基準)

第4条 贈呈の基準は次の通りとする。

- (1) 弔慰金 本人死亡の場合は、基準により弔慰金を贈る。
- (2) 見舞金 本人の病気による20日以上入院の場合は、見舞金を贈る。

1 本人死亡の場合	1万円の弔慰金
2 配偶者死亡の場合	弔電
3 実父母及び子死亡の場合	弔電
4 本人入院の場合	5千円の見舞金

(委任)

第5条 この規定に定めることのほか、特に、必要と認めるものについては、会長の裁量によって処理する。

付則 この規定は、平成19年4月1日から施行する。